

売上高減少額方式の「営業日数」の考え方の見直しについて

(売上高減少額方式)【大企業と、希望する中小企業等が選択できます】

$$\begin{aligned} * \text{申請額} &= (\text{1日あたりの売上高減少額} \times 0.4) \times \text{継続して休業・時短要請に} \\ &\quad \searrow \text{※千円未満切上げ、上限 20 万円ほか} \quad \text{応じた日数} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (\text{※}) \text{ 1日あたりの売上高減少額} \\ &= \text{令和元年 (又は令和 2 年) } \bigcirc \text{月の売上高} \div \text{同月の営業日数} \end{aligned}$$

$$\text{— 令和 3 年 } \bigcirc \text{月の売上高} \div \text{同月の営業日数}$$

これまで、「令和 3 年〇月の売上高÷同月の営業日数」における営業日数を、令和 3 年〇月に実際に営業された日数としていましたが、令和 3 年 9 月 16 日以降は、令和 3 年〇月の総日数から定休日等の店休日を除いた日数とします。

(本来営業する予定だった日を休業された場合は、その日数を営業日数に含めます)

この結果、第 3 期以降の協力金の金額に変更が生じる場合があります。

変更が生じる場合は、令和 3 年〇月において、定休日等の店休日を除いた部分で、時短営業と休業とが混在している場合です。

(例) <令和元年 7 月> 売上高：300 万円、営業日数：25 日

<令和 3 年 7 月> 売上高：30 万円、実際の営業日数：3 日、休業日数：22 日、
定休日数：6 日

変更前の方式	変更後の方式
1 日当たりの売上高減少額 = $300 \div 25 - 30 \div 3$ = $12 - 10 = 2 \text{ 万円}$	1 日当たりの売上高減少額 = $300 \div 25 - 30 \div 25 (31 \text{ 日} - \text{一定休日 } 6 \text{ 日})$ = $12 - 1.2 = 10.8 \div 11 \text{ 万円}$

<今後の対応>

- 第 3 期以降の協力金を申請済で、支給要件を満たすが、まだ支給されていない方については、審査担当で再計算し、再計算後の協力金額を支給します。
- 第 3 期以降の協力金を受給済の方で、今回の変更により協力金の金額に変更が生じる方には、協力金額を再計算のうえ、令和 3 年 10 月中旬以降、協力金事務局から個別に連絡を差し上げます。
- この変更前の方式では協力金が少額となる等の特別の理由により申請されなかった方については、申請を受け付けますので、兵庫県休業・時短協力金コールセンターまで、お申し出ください。

<兵庫県休業・時短協力金コールセンター>

電話：078-361-2501 (受付時間：月～金曜日(祝日除く) 9時～17時)